

令和2年度事業報告

昨年度、本会は、産業廃棄物の適正処理等に係る普及啓発、教育研修、指導相談、調査研究等に関する事業及び産業廃棄物処理業の振興に関する事業を行うことにより、産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止及び資源循環等の取組みを促進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上、持続可能な循環型社会の形成及び地球環境保全等の公益の増進に寄与してきました。

以下、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業の実施状況について報告します。

I 産業廃棄物の適正処理のための法定事項の普及啓発及び不適正処理の防止を図る事業

1. 法定事項の遵守に向けた普及啓発

1) 産業廃棄物の適正処理推進事業

産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者等からの廃棄物処理の各種相談に応じ助言を行いました。相談の対応は、廃棄物処理法に関する講演・執筆等を行っている職員及びその職員の監督指導の下、法人職員が行いました。

・各種講習会の実施協力

処理業者の態勢整備や特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等を普及促進するため、処理業者や排出事業者を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ3) 優良認定のながれ」、「(よくわかるシリーズ4) 廃棄物のトリセツ」及び「(よくわかるシリーズ5) 安全処理のすすめ」等により広く周知し、許可申請・優良産廃処理業者認定制度や廃棄物・安全衛生管理に関する助言を行うとともに、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の各種講習会等の実施に協力しました。

なお、その実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時措置としてオンライン講義が行われ、その受講者が試験のみを三密対策が講じられた会場で受けることとする方式で進められました。

試験の種類	試験の回数	受験者数
新規許可申請（収集運搬課程）	11回	585名
新規許可申請（処分課程）	1回	15名
新規許可申請（特別管理産業廃棄物収集運搬課程）	3回	122名
新規許可申請（特別管理産業廃棄物処分課程）	3回	33名
更新許可申請（収集運搬課程）	16回	762名
更新許可申請（処分課程）	4回	116名
特別管理産業廃棄物管理責任者	18回	732名

医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者	2回	24名
PCB廃棄物の収集運搬作業従事者	2回	51名
合計	60回	2,440名

※前年度（受講者数） 3,048名

・収集運搬車両表示板の普及啓発

産業廃棄物の収集運搬基準の遵守徹底を図るため、排出事業者や収集運搬業者等を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ 2) 運搬のルール」等により広く周知し、収集運搬や積替保管の方法等に関する助言を行うとともに、本会が作成する「収集運搬車両表示板」の頒布を行いました。

頒布部数 186部

※前年度 132部

・建設廃棄物処理委託契約書の普及啓発

産業廃棄物の処理委託基準の遵守徹底を図るため、排出事業者等を対象に、本会作成（令和3年3月改訂）のパンフレット「建設廃棄物 3R・適正処理の手引き」により広く周知し、解釈や運用に関する助言を行うとともに、建設業界で多く使用されている「建設廃棄物処理委託契約書」等の頒布を行いました。

頒布部数 3,120部

※前年度 6,700部

・フェニックス埋立処分場の申込支援

適正で安定した産業廃棄物の最終処分を確保するため、大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する公共関与型の埋立処分場への申込みを支援しました。

また、泉大津沖埋立処分場での石綿含有産業廃棄物の受入れが令和2年9月30日で終了する旨の周知を図りました。

2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発

マニフェスト制度の普及啓発のため、マニフェストの頒布を行うとともに廃棄物処理法や関係法令の周知を行い、廃棄物の適正処理の周知と不適正処理防止を図りました。

種類	頒布部数
産業廃棄物管理票 直行用 単票	282,700
産業廃棄物管理票 直行用 連続票	243,500
産業廃棄物管理票 積替用 単票	27,100
産業廃棄物管理票 積替用 連続票	19,000
建設系廃棄物マニフェスト 単票	386,500
建設系廃棄物マニフェスト 連続票	262,000
合計	1,220,800

※前年度 1,381,801部

- ・電子マニフェストの加入促進及び既加入者への対応強化

電子マニフェストの加入を促進するため、排出事業者や処理業者を対象に、本会作成の普及啓発用冊子「(よくわかるシリーズ 1) マニフェストのしくみ」等により広く周知し、運用に関する助言や導入事例の紹介を行うとともに、希望者の加入を支援しました。また、ホームページにおいて DVD を上映する等、既加入者への対応も強化し、その定着を図りました。

2. 不適正処理の防止に向けた取組み

不適正処理の防止を呼びかけ産業廃棄物の適正処理を確保するために用意した普及啓発用のグッズについて、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、街頭等で無償頒布する機会を失ったことから、一般市民向け不法投棄防止等 PR 事業ほかで活用されるよう大阪府等に提供しました。

3. 産業廃棄物の適正処理推進に関する調査研究

①産業廃棄物処理委託契約書の電子化を推進するための調査研究

産業廃棄物の処理委託基準のさらなる遵守徹底及び処理委託契約に係る事務管理の効率化を図るため、その電子化に向けた普及促進方策について調査研究するための基礎データの収集を目的として、会員のうち法令上産業廃棄物処理の受託が可能であるものを対象に、「産業廃棄物処理委託契約書の電子化サービスに関する意識調査」を実施しました。また、その結果に考察を加え、本会機関誌「Clean Life」Vol. 81 に掲載しました。

以上を踏まえ、産業廃棄物処理において求められる事務管理について、処理業者のための電子契約に係る所要のシステムを整備し、これを業界標準として普及促進させていくことを通じ、効率的で透明性のある産業廃棄物の処理委託基準の遵守徹底、ひいては産業廃棄物のさらなる適正処理の推進及び確保に資する事業（産業廃棄物処理に必要な事務管理の電子化推進事業）を実施するため、その実証成果や課題を整理することを目的としたパイロットシステムを開発しました。

4. 研修会、講習会等の開催

1) 廃棄物処理法に関する基本事項習得のための講習会の開催

廃棄物処理法や関係法令に関する実務レベルの知識・技能の習得を目的とした「廃棄物管理士講習会」を9回開催しました。

なお、その開催にあたっては、平時よりも定員を大幅に縮減する等、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための三密対策を十分に講じました。

受講者数 203名

※前年度 288名

2) 事業者の資質向上を図るための研修会の開催

産業廃棄物の適正処理に関する排出事業者や処理業者の資質の向上を図るため、各

種研修会を企画・開催しました。

なお、その開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための三密対策を十分に講じました。

種類	回数	参加者数
優良認定推進研修会	1回	5名
産廃塾（オンライン方式）	2回	29名
廃棄物処理法に関する応用実務セミナー	2回	41名
合計	5回	75名

※前年度 356名

5. その他

上記1から4までの事業に附随するものとして、次のようなことも行いました。

①書籍等の編集発行

産業廃棄物の適正処理推進のための書籍等を編集し、発行しました。

種類	発行部数	備考
Clean Life Vol.81	350部	機関誌
Clean Life Vol.82	400部	機関誌
Clean Life オンライン Vol.240～373	—	電子版速報紙
会員名簿・マップ	350部	令和2年度版
マニフェストのしくみ	1,800部	普及啓発用冊子（増刷）
運搬のルール	500部	普及啓発用冊子（増刷）
優良認定のながれ	1,000部	普及啓発用冊子（改訂）
廃棄物のトリセツ	600部	普及啓発用冊子（改訂）
安全処理のすすめ	500部	普及啓発用冊子（増刷）
廃棄物管理士講習会テキスト	550部	令和2年度版（改訂増補）

②委員の派遣

産業廃棄物の適正処理の推進を目的として関係機関・団体等が実施する会議の委員に役職員を派遣しました。

関係機関・団体等	会議
環境省 近畿地方環境事務所	災害廃棄物に関する公益社団法人全国産業資源循環連合会近畿地域協議会との意見交換会

	大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会（ウェブ会議）
国土交通省 近畿地方整備局	建設リサイクルに関する公益社団法人全国産業資源循環連合会近畿地域協議会との意見交換会
公益社団法人 全国産業資源循環連合会	法制度対策委員会（ウェブ会議）
	安全衛生委員会（ウェブ会議）
	建設廃棄物部会運営委員会（ウェブ会議）
	建設廃棄物部会混合廃棄物分科会（ウェブ会議）
	医療廃棄物部会運営委員会（ウェブ会議）
	最終処分部会運営委員会（ウェブ会議）
	最終処分部会処分場早期安定化分科会（ウェブ会議）
	全国正会員事務局責任者会議（書面会議・ウェブ会議）
近畿地域協議会	

II 産業廃棄物処理に関わる優良事業者の育成及び環境に関する教育研修事業

1. 調査研究に基づく優良事業者の育成

先進的な産業廃棄物の管理体制や処理・リサイクル技術を有する優良事業者の育成を目指して、これらの先進的な取組みについて調査研究しました。

- ・ 廃棄物処理先進事例調査

実地調査の成果を、適宜、速報として本会機関誌「Clean Life」に掲載しました。

No.	掲載号	調査先
第 33 回	Clean Life Vol. 82	大幸グループ 津波避難ビル兼車輛センター
第 34 回	Clean Life Vol. 82	関西クリアセンター株式会社 泉州プラント

2. 環境の保全活動の推進に対する助成

環境の保全と産業廃棄物処理の適正化推進を図るため、環境問題の啓発及び環境教育のための事業や産業廃棄物の適正処理を推進する事業等に対して、環境基金運営委員会による厳正な審査を経て、積極的な助成を行うべく、次の要項等を整備し、本会のホームページにおいて募集を開始しました。

- ・ 環境問題の啓発及び環境教育のための事業助成実施要項
- ・ 同令和 3 年度取扱要領
- ・ 環境基金助成対象調査研究事業実施要項
- ・ 同令和 3 年度取扱要領

Ⅲ 災害廃棄物の処理の支援等

大阪府との間において締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」等に基づいて地震等大規模災害により倒壊又は焼失した建築構造物等の解体及び撤去に伴って生ずるコンクリート塊、木くず、金属くず等及びこれらの混合物の撤去、収集運搬、処理・処分、その他必要な事業について、府内市町村及び一部事務組合に協力し、迅速かつ適正に災害廃棄物の処理等を支援するべく、次のことを行いました。

①公益社団法人全国産業資源循環連合会近畿地域ブロック協議会大規模災害発生時の災害廃棄物処理等の応援に関する協定の締結

公益社団法人全国産業資源循環連合会近畿地域協議会所属の協会（以下「協会」という。）間において、平時から非常災害時の行動計画や災害廃棄物の処理能力等に関する情報共有を行うとともに、大規模災害が発生した場合には広域的な災害廃棄物処理等が必要となることを踏まえ、協会相互による応援要請のための態勢整備及びその実効性の確保に資するものとして「公益社団法人全国産業資源循環連合会近畿地域ブロック協議会大規模災害発生時の災害廃棄物処理等の応援に関する協定書」を検討・作成し、本会を含む全ての協会がこれに記名押印しました。

Ⅳ 会員及び会員の従業員の意見交換、福利厚生

1. 会員に対する法令集、技術資料集、手引書等の配布

公益社団法人全国産業資源循環連合会の手帳「INDUST」等を購入・入手し、会員に配布しました。

Ⅴ 組織の強化（法人管理ほか）

1. 入会の促進

未入会の排出事業者や処理業者に向けて、あらゆる機会に入会を促し、また会員に対する様々な支援にも努めて本会の維持を図りました。とりわけ排出事業者による入会を積極的に進めることにより、あらゆる業種の事業者が産業廃棄物の適正処理に貢献できるための団体として本会の発展を図りました。

	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点
正 会 員	275 社	271 社
賛 助 会 員	53 社	52 社
合 計	328 社	323 社

2. 各種表彰の推薦等

表彰候補者を選考し、関係機関・団体等による表彰に推薦するほか、本会による表彰も行いました。

関係機関・団体等	種類	備考
環境省	循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰	1名推薦
大阪府	環境衛生功労者大阪府知事表彰	1名推薦
建設副産物対策近畿地方連絡協議会	近畿建設リサイクル表彰（再資源化部門）	1社推薦
公益社団法人 全国産業資源循環連合会	地方功労者表彰	1名推薦
	地方優良事業所表彰	5社推薦
	優良従事者表彰	5名推薦
公益社団法人 大阪府産業資源循環協会	功労者表彰	1名表彰
	優良事業所表彰（一般部門）	3社表彰
	優良事業所表彰（建設部門）	3社表彰
	優良従事者表彰	10名表彰
	精励従事者表彰	32名表彰
	年度無災害表彰	7社表彰
	安全衛生活動優良役員・従業員表彰	3名表彰

3. 理事会・委員会等の運営

本会が実施しようとする事業の企画、決定、管理のため、必要な会議を開催しました。

会議	回数
総会	1回
理事会	5回※
組織広報委員会	8回※
危機管理委員会	5回※
法政策調査委員会	2回※
適正処理推進協議会 収集運搬部会	1回
適正処理推進協議会 再生処分部会	2回
適正処理推進協議会 建設特別部会	2回
青年部	7回※

※ウェブ会議を含む。

4. ホームページの拡充

本会が実施する事業等について周知のための広報や有用となる情報開示・提供の強化を図るとともに、多様な活用や利便性に配慮すべく、前年度に引き続き、ホームページをさらに拡充しました。

併せて、本会のパンフレットを増刷しました。

5. 職員の資質向上

職員を本会内外の研修やセミナー等（オンライン方式を含む。）に派遣して、これまで以上に相談指導能力、調査研究能力、企画調整能力、会計処理能力等の向上を図り、事務機能の強化に努めました。

6. 経理規程の一部変更

財産の管理や運用等について業務執行理事が適切に関与する仕組みを明確化するため経理規程の一部変更を行いました。